

(6) 任意利払停止

本項第1号ないし第4号の規定にかかわらず、当社は、
本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその
完全な裁量により判断する場合には、各支払期日におい

	(6)

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第739条に定める決議を行うことができない。

6 債務免除特約

- (1) 当社について損失吸収事由、実質破綻事由（本号 に定義する。）または倒産手続開始事由（本号 に定義する。）（以下「債務免除事由」と総称する。）が発生した場合、別記「償還の方法」欄第2項およびE03606)

「元金回復事由」とは、当社が、銀行法その他適用ある法令および自己資本比率規制に従い、本社債および元金回復型損失吸収証券（下記に定義する。）について本号またはその条件に従い元金回復がなされた

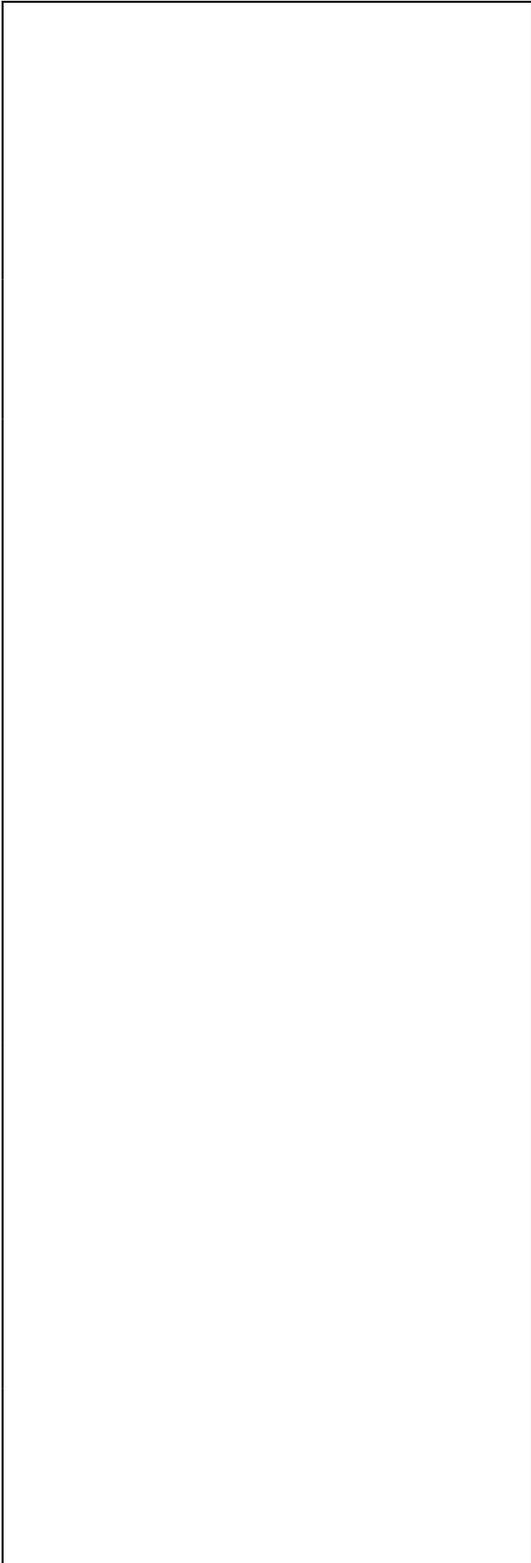
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第5回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付））】

--

各社債権者が各口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。

	<p>(4) 本項第 2 号または第 3 号に従い本社債の利息を計算する</p>
--	--

--	--



(6)

(9) 税制の変更に関するリスク

本社債の償還金、利息に関する税制またはかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更され、現在の予定を上

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

3. 保有株式に係るリスク

当社グループは政策投資目的で保有するものを含め市場性のある株式を大量に保有しております。世界的なリス

(6) E03606

5. 市場業務に伴うリスク

